

後志管内さくらます船釣りライセンス制

船釣りのルール



■釣獲時間

「さくらます船釣り」が出来る時間は、日の出から日没までです。

■漁具及び漁法の制限

竿釣り、同時に使用できる竿数は1人1本です。

■釣果の制限

1日に釣ることのできる「さくらます」は1人10尾以内です。

■釣果の報告

釣獲終了後に必ず船長に釣果を報告してください。

■漁具被害の未然防止

敷設中の漁具に被害を与えないように注意してください。

■放流又は廃棄の禁止

釣獲したさくらますは持ち帰ることとし、放流又は廃棄してはいけません。
(全長20cm未満は採捕を禁止されています。)

■販売等の制限

販売又は他の物との交換を目的として、さくらます船釣りを行ってはいけません。

■海区委員会の調査

石狩後志海区漁業調整委員会が調査を行う場合は、これに協力しなければなりません。

■その他

- ・遊漁者によるトローリング（へら曳き、曳き縄釣り）は北海道海面漁業調整規則により禁止されています。
- ・海上では、必ず救命胴衣を着用しましょう。